平成２４年（フ）第６８２２号
神奈川県厚木市長谷797―１―Ａ―102
債務者　岩松　　剛
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８２５号
東京都江東区東陽１丁目17―10―202
債務者　加茂　豊重
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８２７号
東京都清瀬市野塩５丁目280―３―108
債務者　大屋　英史
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８２８号
東京都清瀬市野塩５丁目280―３―108
債務者　大屋　逸子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８３３号
東京都江戸川区小松川４丁目60―305
債務者　モハモッド　ジャマンこと　モハモッド　モニルジャマン
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８４１号
東京都大田区西六郷４丁目２―９―501
債務者　前田　智美（旧姓植田・石亀）
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８５３号
東京都練馬区大泉町１丁目９―16―106
債務者　岡内　隆之
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８５５号
東京都江東区東陽１丁目１―６―202
債務者　亀谷　克美
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８５６号
東京都大田区大森本町１丁目10―11―502
債務者　香村　麻衣
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８５８号
東京都新宿区余丁町10―６―205
債務者　桑原　正光
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８５９号
東京都世田谷区給田４丁目27―４―107
債務者　佐藤　潤子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８６０号
東京都大田区西蒲田３丁目７―18　清風荘１号室
債務者　佐々木　榮
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８６６号
東京都北区昭和町１丁目２―３―402
債務者　川上　　翔
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８７７号
東京都福生市大字熊川694―１―206
債務者　坂本　真美
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８７８号
東京都昭島市中神町1260
債務者　藤原由美子（旧姓井関）
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部